

返還する必要のない「奨学のための給付金」

令和8年度 北海道公立高校生等奨学給付金

授業料以外の教育費（教科書費・教材費・通信費など）を支援する、返還不要の給付金です。

◆ 給付の対象となる世帯

- 1 生活保護受給世帯のうち、「生業扶助（高等学校等就学費）」が措置されている世帯
- 2 保護者等全員の道民税所得割・市町村民税所得割が非課税である世帯
- 3 保護者等全員の道民税所得割・市町村民税所得割の合算額が100円以上105,500円未満の世帯
- 4 保護者等全員の道民税所得割・市町村民税所得割の合算額が105,500円以上182,500円未満の世帯

◆ 給付額（道立・全日制）

世帯区分	年額
生活保護受給世帯（生業扶助あり）	32,300円
住民税非課税世帯	143,700円
所得割合算額 100円以上105,500円未満	47,900円
所得割合算額 105,500円以上182,500円未満	35,930円

※家計急変世帯、制服の再購入に係る加算分等は別途取扱いがあります。

◆ 申請について

申請期限 令和8年9月11日（金）

申請書・必要書類を学校事務室へ提出してください。
申請書は全員に配布します。希望しない場合は提出不要です。

詳しくは【「奨学のための給付金」申込を希望する方へ】

【高校生等奨学給付金制度について《家計急変世帯が対象になります》】をご確認ください。